

長寿社会における水辺空間整備のあり方に関する研究

研究第一部 次 長 藤井 隆一

研究第一部 主任研究員 奥山 修平

1. はじめに

今や日本人の平均寿命は男で75歳、女では80歳を越えており、「老い」は多数の国民が普通に経験する「人生の一時期」となった。

高齢人口比率（65歳以上の人口を総人口で割った値）は、現在12%に達しており、2020年には25%になると予想されている。4人に1人が高齢者という時代が目の前に来ているのである。

政府では、来るべき長寿社会に対処すべく、昭和60年7月、長寿社会対策関係閣僚会議が設置され、翌年6月に長寿社会対策大綱を閣議決定した。これを受け、厚生省を始めとして、ほとんどの省庁が長寿社会対策を施策として打ち出しておらず、その数は平成3年9月現在で525施策にも上っている。

このような背景を踏まえ、河川管理者としても、来るべき長寿社会に向けた河川のあり方を検討することが急がれている。そこで、図-1の調査フローに示す通り、まず長寿社会とはなにか、長寿社会の展望と課題、まちづくりにおける長寿社会対策の動向を整理したうえで、長寿社会における水辺空間の役割を明らかにすることを目的に本研究を行った。

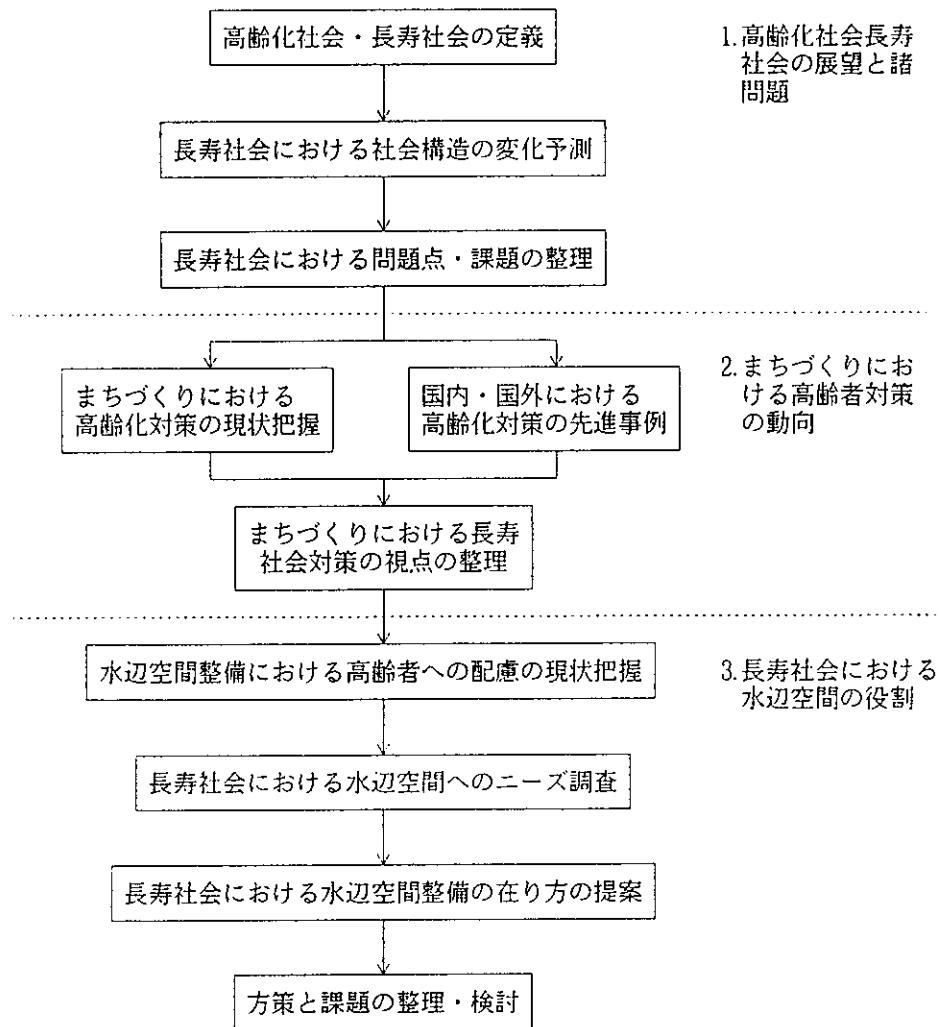


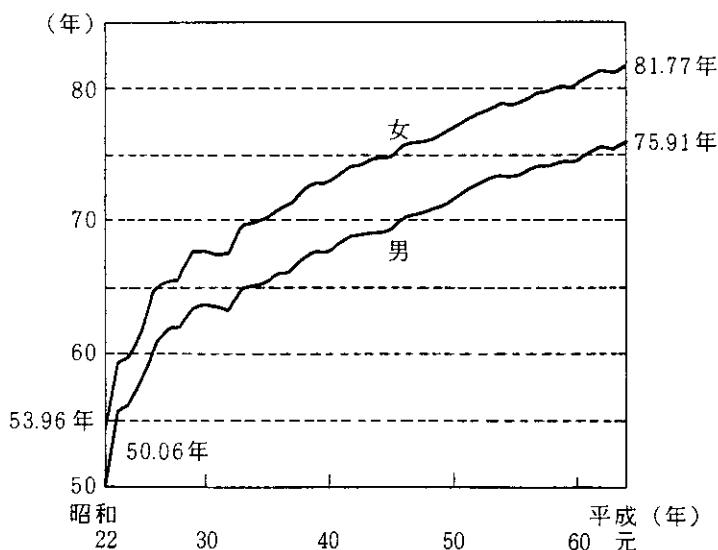
図-1 調査・研究の全体フロー

2. 長寿社会の展望と諸問題

まず用語の定義を行う。「高齢者」とは、満65歳以上の人をさし、総人口に占める高齢者の比率を高齢人口比率という。高齢者が増えつつある社会を、「高齢化社会」とい、高い高齢人口比率で、比較的安定化した社会を高齢社会と呼んで区別する。長寿社会も高齢社会と同じ意味であるが、人類の長年の夢であった長寿を実現する福祉的な社会という肯定的な意味をこめて使っている。

では、社会構造が今後どう変化していくのかについて「人口」、「世帯構造」その他でみていくことにする。

わが国の人囗は平成2年10月現在で、1億2361万人である。平均寿命は男女とも年々伸びてきており、今後暫くはこの傾向が続くと予想される（図-2）。

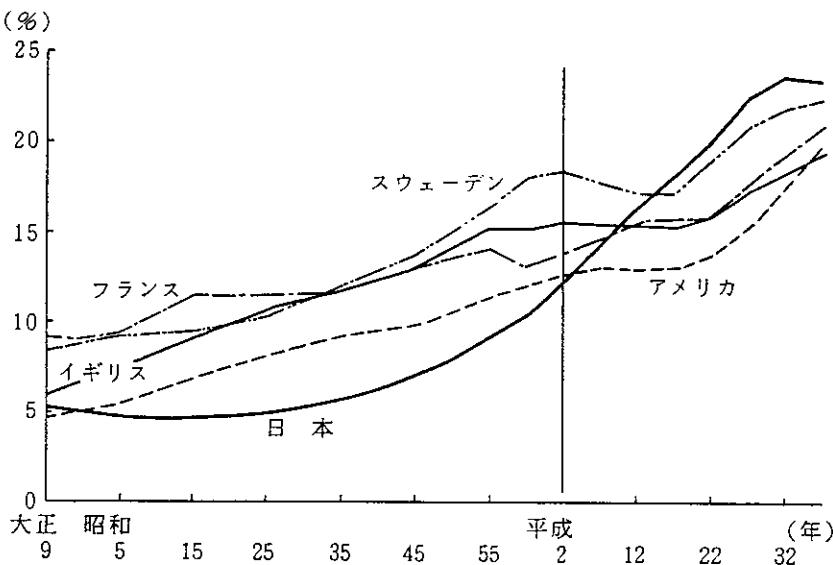


資料：厚生省官房統計情報部「完全生命表」及び「簡易生命表」

図-2 平均寿命の推移

一方、出生率のほうは近年低下傾向にある。人口の維持には合計特殊出生率（一人の女性が生涯平均何人の子供を生むかの指標）で2.1必要であるが、平成2年現在、1.53となっており、世界的にみても低い水準になっている。このた

め、高齢人口比率は今後も伸びていくと予想され、2020年には25%を越えることが予想されている（図－3）。



資料：日本は総務庁統計局「国勢調査」，同「人口推計月報」，厚生省
人口問題研究所「日本の将来推計人口（昭和61年12月推計）」，
その他は国連資料による。

図－3 主要先進国の老人人口比率の推移と予測

また、都市部に比べて過疎地で高齢者の数が多くなっており、この傾向は今後も拡大していく可能性が強いことから、高齢者の地域的な偏りも大きな問題である。

「世帯構造」では、核家族化が進み、世帯数が年々増加している。中では、三世代世帯が最も多いが、年々割合は低下しており、単独世帯、夫婦のみの世帯の割合が増加している。先進諸国の例を見ても、この傾向はわが国でまだ続くとみられており、高齢者のみの世帯にどう対応するかが長寿社会対策の重要な問題となっている。

その他、考慮すべき社会のトレンドとしては、ゆとり、豊かさと言った「量

から質」への価値観の変化と多様化、経済の成長動向、都市化の進展、技術革新の可能性などがあるが、詳しくは報告書にゆずるとして、ここでは省略する。

以上、長寿社会における社会構造の変化について概観したが、次に、長寿社会に向けての問題点・課題について整理する。

『長寿社会対策の動向と展望』(平成3年6月、総務庁老人対策室編)では次の5つの問題点・課題に整理している。

- 1) 増大する高齢者の保険福祉ニーズへの適切な対応
- 2) 社会保障に係る給付と負担の増大への対応
- 3) 就業の分野における高齢者と女性の能力の発揮
- 4) 生涯生活時間の長期化とその活用のための条件整備
- 5) 長寿社会にふさわしい住・生活環境の形成

また、経済審議会レポート『2010年への選択』では、基本的な点を次の2点としている。

- 1) 高齢者が自己の将来について大きな不安を感じないようにすること
- 2) 国民一人一人が高齢者を大切にする意識を持つこと

この認識に基づき、社会保障の充実の他に、

- ① 高齢者がそれぞれ生きがいをもてるような条件づくりをすること。
 - ② 高齢者の健康増進をはかるために壮年期から健康づくりに取り組むこと。
 - ③ 高齢者が住みやすい街づくりを進めること。
 - ④ 市町村単位ではなく、より広域の地域ブロックによる対応を検討すること。
- などを提言している。

こういった点に配慮しながら、具体的な対策が各部局で数多く進められているが、それらについて次章で整理してみる。

3. まちづくりにおける長寿社会対策の動向

まちづくりにおける長寿社会対策を述べる前に、長寿社会対策全体について整理する。

政府ははじめに述べたように、昭和61年の6月に長寿社会対策関係閣僚会議

において、長寿社会対策大綱を閣議決定した。これが、21世紀初頭の本格的な長寿社会に備え、人生80年時代にふさわしい経済社会システムの構築を目指した政府の長寿社会対策の基本となっている。このなかで、以下の基本方針が示されている。

- 1) 経済社会の活性化を図り、活力ある長寿社会を築く。
- 2) 社会連帯の精神に立脚した地域社会の形成を図り、包括力ある長寿社会を築く。
- 3) 生涯を通じ健やかな充実した生活を過ごせるよう、豊かな長寿社会を築く。

さらに、①雇用・所得保障システム、②健康・福祉システム、③学習・社会参加システム、④住宅・生活環境システム、⑤研究開発の推進の5つの大項目に分け、それぞれについてさらに細かな対策を整理している。各省庁はこの項目に従って、別表の通り、多くの施策を展開している。

また、これを受けたほとんどの都道府県、指定都市で、関係会議を設置し、高齢化対策の長期計画の策定や施策の実施が行われている。自治省が行ったアンケートをみても、各地方自治体の今後の重点施策として、高齢化に対する取り組みが位置付けられている。

このような中で、まちづくりにおける長寿社会対策も、大項目の④住宅・生活環境システムのなかで、安全で住みよい生活環境の形成として位置付けされ、都市公園、道路、下水道、河川・海岸など、建設省を中心に、積極的に進められている。まちづくりの具体的な施策としては、①シニアライフ都市ビジョン、②ふれあい交流施設整備事業、③健康運動公園、④福祉の街づくりモデル事業などがあり、また、厚生省の施策では「ふるさと21 健康長寿のまちづくり構想」が計画されている。

また、地方自治体においては、公営住宅の設計への配慮、歩道等の段差切り下げ、階段のスロープ化など、具体的な事業が進められている他、各地でシルバータウンづくりも行われている。

別表 省庁別の長寿社会対策施策数

長寿社会対策大綱の項目	労働省	厚生省	経済産業省	運輸省	自治省	通産省	大蔵省	文部省	農水省	郵政省	建設省	環境省	警察庁	外務省	国土庁	法務省	科技庁	交通安全対策関係省庁
①雇用・所得保証システム	58	10	1	1	3	1	1	1	2	5								
(1)雇用・就業を通じた高齢者の能力活用	24	3	2	1	1	1	1	1										
ア. 高齢者の雇用・就業の機会の確保	1	1																
イ. 地域における高齢者の就業機会の提供等	3																	
ウ. その他	1	3																
(2)労働時間短縮の積極的推進	3																	
(3)現行労働世代の活力の向上	5	17	5	3		1		1	1	1	1	5						
ア. 長期にわたる職業生活を通じた能力の開発等	1																	
イ. 生涯の各段階における女子の能力強調																		
(4)公的年金制度による老後所得の安定																		
(5)職場や個人の自助努力による老後所得の安定																		
ア. 企業年金制度の充実																		
イ. 退職金制度の充実																		
ウ. 老後に備える資産形成等の促進	4	1																
②健康・福祉システム	1	120	3	4	1	2		2	6	9	1	6						
(1)生涯を通じた健康づくりの推進等		55	3	4				2	5	5	1	6						
(2)保健・医療・福祉サービスの充実			11		1	1												
ア. 地域におけるサービス体制の体系的整備	1	19	18			1												
イ. 在宅サービスの拡充																		
ウ. 施設サービスの充実																		
エ. その他																		
(3)サービスの費用負担の適正化			9															
ア. 医療に係わる負担の適正化		2																
イ. 介護に係わる負担の適正化		6																
(4)私的サービスの育成・活用																		
③学習・社会参加システム	2	12				5		64		2	1	2	3	3	1			
(1)生涯学習体制の体系的整備	1					5		59		1	1	2	3	3	1			
(2)社会参加活動の促進	1	12						5		1	1	2	3	3	1			
④住宅・生活環境システム	3	9	2	10	5	3			45	8	70	3	9		1			3
(1)居住の安定の確保	3	1	6			1			1	13	15							3
ア. 良質な住宅の供給促進																		
イ. 多様な居住形態への対応	1					2			45	7	25	3	9		1			3
ウ. 高齢者の利用に配慮した住宅の供給	1		2	10	5													
(2)安全で住みよい生活環境の形成	1																	
⑤研究開発の推進	11					1		2									3	
(1)研究施設体制等の整備	4					1		2									1	
(2)各種研究の推進	7																2	
⑥その他			1	4		1	1			4					1	1		
計	64	154	10	15	10	13	1	69	53	28	72	11	12	3	3	1	3	3

資料：「平成3年度長寿社会対策関係施策の概要」

この様な施策の基本的な視点について、土木学会でまとめた「活力ある高齢化社会とまちづくり」をもとに整理してみる。まず、医学からみた課題として、

- ① 身体機能の衰えた老人でも外出のしやすいまちづくり
- ② 古くからなれ親しんだものを残し、老人が心理的に親しみやすいまちづくり
- ③ コミュニティ（住民どうしの連帯感とおたがいの気配り）のあるまちづくり

を挙げている。また、土木工学からみた課題として

- ① 地域社会における高齢者の価値の積極的評価

（豊かな人生経験と知識をまちづくりに役立ててもらうと共に、それを高齢者の生きがいに結び付けていく仕組みを考えていく。）

- ② 高齢者の価値観、ニーズ（安心、ゆとり、安全、健康等）への対応

- ③ ノーマライゼーション原則

（日常生活を営む上で、高齢者が特別な不便を感じないで青壮年者と同様にごく普通の生活を送れる都市環境整備をはかる。）

- ④ 高齢者の自立自助生活への社会的支援

（できるだけ長く自立して生活が送れるように、また、できるだけ他者への依存を少なくした生活ができるように）

の4つを挙げている。

こういった点に配慮しながらまちづくりを進めていくことが必要であるが、その実践例として、東京都世田谷区の「ふれあいのあるまちづくり」の一環としての道路環境整備事例、千葉県印旛郡の民間デベロッパーによる「多世代が交流できるまちづくり」を掲げた集合住宅の事例などがある。

最後に、海外の事例について簡単に紹介する。アメリカにおいては、1990年7月に制定された「障害を持つ米国人法（ADA法）」によって、ノーマライゼーションの原則に立ち、公共施設や交通機関は、全ての利用者が等しく利用できるよう施設を改善することを法的に義務付けた。一方ヨーロッパでは、法的な規制という形を取っていないが、歴史的、宗教的な背景のためか、公共的

なサービスに対する深い国民の理解があり、ノーマライゼーションを当然の行政サービスと考えて種々の福祉政策が取られている。

4. 長寿社会における水辺空間の役割

この章が本研究のポイントであるが、このための基礎調査として、各地建と都道府県にアンケート調査を行った。さらにアンケート結果やその他の聞き取りから4か所を選んで、高齢者の方から直に聞き取り調査も行った。詳細は報告書にゆづるが、こういった生の声をもとにしながら水辺のもつ役割、その重要性について以下に整理してみた。

- 1) これからますます国民の余暇時間が増えていくことが予想される。なかでも、高齢者は会社をリタイアした人も多く、余暇活動の中心を占める階層であり、高齢者の屋外での活動の場を提供するうえでは、河川空間は、広く連続した都市部のオープンスペースとして貴重なものである。
- 2) 高齢者の河川の利用は、動きの激しいスポーツより散歩とか釣りが多く、屋外での静かで落ち着ける場所を望んでいる事がうかがえる。その点、河川空間は、
 - ① 都市部で貴重な自然景観（水と緑）がある。
 - ② 魚や鳥、様々な植物など自然と身近に触れ合える。
 - ③ せせらぎの音や鳥のさえずり、豊かな水の流れが安らぎを与える。
 - ④ 自動車の騒音や交通事故の危険がなく、安全に過ごせる。といった優れた特質があり、高齢者がほっとできる都市部のオアシスである。
- 3) 高齢者は、老人クラブ組織を中心とし、社会への奉仕活動に参加しており、日頃から社会から受けている恩恵に答えようとしている。河川について言えば、河川清掃や高水敷の低木や花壇の手入れなどの維持管理活動である。これらの活動は、社会参加しているという高齢者の生きがいに通じるだけでなく、高齢者同志の交換の場としても非常に役だっている。
- 4) 高齢者の最大の関心事は『健康』である。健康づくりのための運動には体育馆といった特定の施設は必ずしも必要無く、広いスペースがあればよい。

河川空間は 2) でも述べたように健康づくりのための運動には最適の場所である。

このように、長寿社会にとって河川空間は重要な役割を持っているが、それでは、今後河川がどうやってこの期待に答えていけばいいのかについて次の 2 本の柱で考えてみたい。いずれの場合でも、まず地域の高齢者の声をよく聞くことが重要であるのはいうまでもない。

1) 川づくり（ハード）の面から

高齢者のみを対象とした河川事業は考えにくく、既存の事業の中で対応することとなるだろうが、今後は設計時から、高齢者に対するきめ細かい配慮が必要であり、その指針作りと河川技術者の意識の変革が必要である。そこでは、ノーマライゼーションの考え方が重要な指針となるだろう。

また、高齢者にとっては川へのアクセスのし易さが大事な点である。堤防を緩傾斜にしたり、階段をスロープに変えるなど、堤防を横断し易くする配慮が強く望まれている。

2) 利用・活用（ソフト）の面から

今後の施策にとって、ハード以上に重要なのが利用・活用面での配慮であろう。具体的には、

- ① 高齢者による河川愛護活動を支援していくしくみ。
- ② 高齢者の河川利用を進めるような制度の創設（ラブリバーのような制度）。
- ③ 河川占用のしくみを工夫し、高齢者が利用しやすいように配慮する。

などが考えられる。こういったソフト面の配慮により、高齢者が河川との繋りを深め、河川の良き理解者になってくれればと思う。

この 2 つの視点を柱に、今後の川づくりを時間を十分にかけて検討することが必要であるが、当面直ぐに対応すべき施策、または対応が可能と思われる施策を以下に提案したい。

1) 河川へのアクセスの確保

聞き取りによると、高齢者が河川に来るのは河川から 1 km 以内に住んでい

る人がほとんどで、それより遠いとなかなか河川までは来ないようである。これは、高齢者の移動が徒歩中心であること、また、河川のそばへバスなどの交通機関を利用して行くことが不便な現状を示していると言える。また、高齢者は、堤防の階段より取り付け道路を利用して事もわかった。今後は、堤防を横断するためのスロープの設置を行うとともに河川までのアクセス路、アクセス手段の確保（徒歩の場合、交通手段を使う場合）を図ることが必要と思われる。

2) 河川占用の仕組みの工夫

現在の河川の占用許可は、とくに高齢者に配慮した考え方には立っていないが、これから高齢者の利用がますます増えると予想されること、高齢者は河川の清掃などで河川環境の維持に大きく貢献していること等を考えると、高齢者の河川利用には一般の河川利用と違った視点での配慮が必要と思われる。

3) 高齢者の活躍の場を作る

高齢者の豊富な知識を活用させてもらうことを考えてみたい。

例えば、

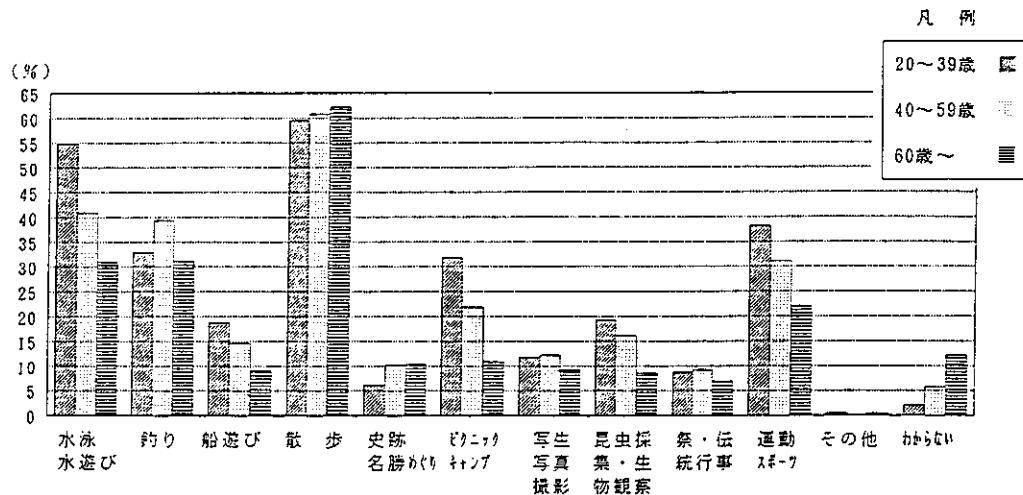
河川技術者のO Bを登録し、いろいろな機会に豊富な知識と経験を披露してもらう“川のものしり博士制度”

河川の近くに長く住んでいる高齢者に、洪水の歴史や改修の歴史、昔の川の様子を語ってもらう“川の語りべ”

といったことが考えられ、すでに行われているものもある。高齢者に何かをしてあげるだけでなく、高齢者も何か川のためにしてもらう、この「give & take」の関係が、高齢者とその他の人々との立場を対等にし、高齢者に生きがいや自信を与えることにつながると考える。

4) 川を散策の場に

世論調査によると、水辺が整備された場合にやりたいことで60歳以上の人々が望んでいるのは「散歩」が第一位である（図－4）。



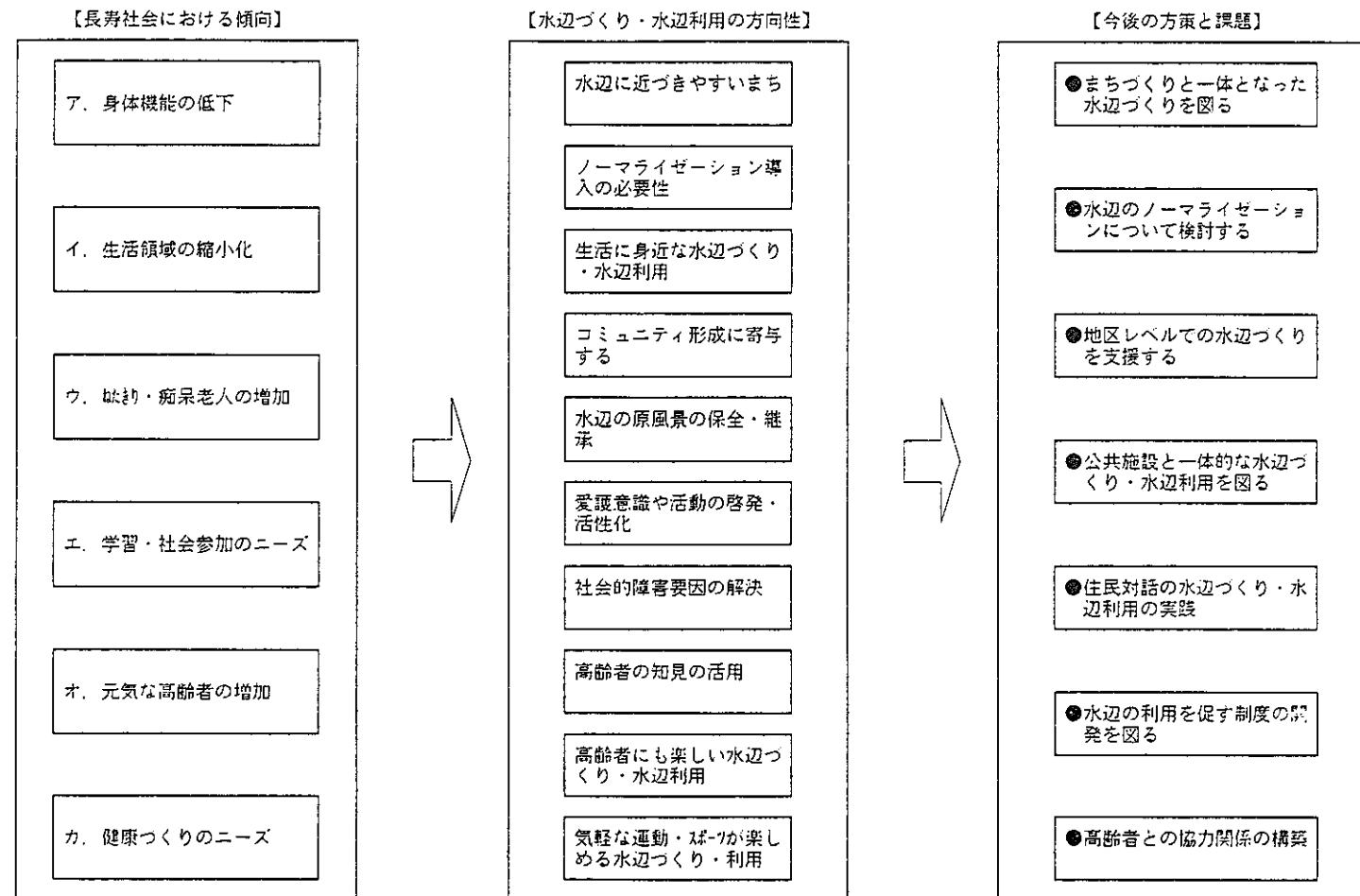
図－4 整備された水辺でやりたい活動

（出典）まちづくりと水辺空間に関する世論調査／S.63.6

川は見通しがききやすく、途中で行き止まりにならずに海まで連続しているため、道に迷う心配がない。また、自動車事故の心配もなく、高齢者にとって安心して散歩ができる大きな魅力をもっているのでおおいに利用してもらうよう散策路や道標の整備を図っていくべきと考える。

以上、本研究の要旨をかいつまんで述べた。詳細は報告書にゆずるが、水辺づくりの方策と課題をまとめたフロー図を最後に示すことにする。

長寿社会における水辺空間の役割



5. おわりに

長寿社会において、水辺空間の果たす役割の大きさを述べてきたが、次年度以降も引き続き前年度の研究結果について、専門家の意見等も聞きながらさらに検討を加え、長寿社会における水辺の役割を社会全体の広い視点から位置付けていく事をめざす。その上で、水辺の役割を果たすために今後必要となる、「長寿社会における水辺空間の整備・活用方策」をハード、ソフトの両面から検討し、施策の提案を行っていきたい。

最後に、本研究を行う上で、お忙しいところアンケートに協力いただいた各地建、都道府県の方々に深く感謝致します。また、高齢者の方々の生の声を聞く上で、聞き取り調査で協力いただいた太田川工事事務所はじめ、原南福寿会連合会、戸坂老人会、毛谷老人会、隅田川鮭の会の方々にも深く感謝致します。

参考文献

- 1) 総務庁長官官房老人対策室編：長寿社会対策の動向と展望、(1991.6)
- 2) 木村尚三郎：高齢化社会の地域と対応、「河川」1月号(1983)、p.17-31
- 3) アスバル・スバンボリイ：活力と健康、海外社会保障情報、no.90-92
(1988)
- 4) 日経コンストラクション：“より弱い立場”の視点取り込み「質」の向上
図った四つの事例、(1991.8-9)、p.24-43
- 5) 総務庁長官官房老人対策室編：都道府県・指定都市における高齢者（高齢化）対策関係施策調べ、(1990.11)
- 6) 国土開発技術研究センター：長寿社会における居住環境向上技術の開発
(1991.3)

その他